

9 事業者

介護保険のサービスを提供する事業者には、それぞれのサービスごとに定められた指定基準のもとで、都道府県が指定する「指定事業者」と、指定要件は満たしていないが一定の水準を満たすサービス提供を行うと、練馬区が個別に判断した「基準該当サービス事業者」がある。なお、住宅改修、福祉用具購入については指定がなく、サービス提供ができれば保険給付の対象となる。また、病院・診療所・薬局が保険医療機関・保険薬局の指定を受けると、同時に介護保険における居宅療養管理指導事業者の指定も受けたものとみなされるので、保険給付の対象となる。

練馬区をサービス実施地域としている指定居宅サービス事業者数 4月1日現在

居宅サービスの種類	12年	13年	14年
居宅介護支援	121 (77)	242 (79)	283 (96)
訪問介護	124 (47)	173 (53)	224 (68)
訪問入浴介護	18 (3)	25 (4)	31 (5)
訪問看護	20 (18)	41 (23)	49 (25)
訪問リハビリテーション	1 (0)	5 (4)	14 (10)
通所介護	24 (21)	27 (23)	40 (29)
通所リハビリテーション	10 (3)	17 (10)	20 (11)
短期入所生活介護	20 (12)	22 (12)	24 (13)
短期入所療養介護	4 (4)	5 (5)	6 (6)
痴呆対応型共同生活介護	6 (0)	16 (2)	45 (2)
特定施設入所者生活介護	36 (4)	47 (4)	77 (6)
福祉用具の貸与	74 (4)	143 (11)	214 (15)
合計	458 (193)	763 (230)	1,027 (286)

注：()内は練馬区に所在地を有している事業者の内訳

練馬区内指定介護保険施設 4月1日現在

施設サービスの種類	12年	13年	14年
介護老人福祉施設	12 (815)	13 (895)	13 (895)
介護老人保健施設	4 (370)	5 (520)	6 (620)
介護療養型医療施設	4 (207)	5 (214)	5 (214)
合計	20 (1,392)	23 (1,629)	24 (1,729)

注：()内は各施設の介護保険の対象となる定員

練馬区登録の基準該当サービス事業者数 4月1日現在

サービスの種類	12年	13年	14年
居宅介護支援	0	1	0
訪問介護	3	5	4
通所介護	1	1	1